

# 地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用就業規則」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支払い)

第2条 給与は、その全額を通貨で直接職員に対し支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、給与は労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、給料及び手当とする。

2 職員の給料は、別表に定めるとおりとする。ただし、理事長は特別の事情により前段の規定により難しい場合は、前段の規定にかかわらず他の職員との均衡を考慮して定めることができる。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、職務負担手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び期末手当とする。

(計算期間及び支給日)

第4条 給与（通勤手当を除く。）は、月の初日から末日までを計算期間とし、

特別の事情がない限り、給料及び手当（期末手当及び特殊勤務手当（放射線取扱手当及び時間外手術等従事手当に限る。）を除く。）については、翌月の支給日に支給し、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び時間外手術等従事手当に限る。）は、翌々月の支給日に支給する。

2 通勤手当は、支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間（以下「支給単位期間」という。）を計算期間とし、特別の事情がない限り、支給単位期間に係る最初の月の翌月の給料の支給日に支給する。

3 前2項の規定による給与の支給日は、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第4条第3項の規定を準用する。

4 前項の規定による給料の支給日後において新たに職員となった者及び同日前において退職し、又は死亡した職員に係る給料については、その日以後速やかに支給するものとする。

（支給額の端数計算）

第5条 この規程における支給額の端数計算については、給与規程第5条の規定を準用する。

## 第2章 給料

（給料の日割計算）

第6条 給料の日割計算については、月の初日から支給するとき以外るとき又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第8条（有期雇用就業規則第20条の規定により準用する場合を含む。）に定める

休日の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

- 2 職員が離職し、又は死亡したときは、その事実の生じた日までの給料を支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、給料を時間単位とする内容の雇用契約を締結している職員については、労働時間数に時間単位での給料額を乗じて給料を支給するものとする。

（給料の減額）

第7条 職員が、個別の雇用契約で定める所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき、理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

（給料の減額等の特例）

第8条 前条に規定する理事長の承認は、次に該当するときに与える。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

- (1) 勤務時間規程第11条第1項（有期雇用就業規則第21条の規定により準用する場合を含む。）に規定する時間外勤務代休時間に指定された期間又は時間
- (2) 勤務時間規程第15条（有期雇用就業規則第23条の規定により準用する場合を含む。）の規定による年次休暇を与えられた期間又は時間
- (3) 有期雇用就業規則第24条第1項各号（第11号、第23号、第28号及び第29号を除く。）に規定する特別休暇を取得する場合
- (4) 有期雇用就業規則第24条第1項第11号に規定する特別休暇を取得する場合（1回について2日以内で年13回以内の場合に限る。）

(5) 有期雇用就業規則第24条第1項第23号に規定する特別休暇を取得する場合において、別に定める基準により理事長の承認を得て従事する必要があると認められた期間又は時間

(6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合  
(勤務1日又は1時間当たりの給料額)

第9条 第7条の勤務1日又は1時間当たりの給料額は、給与規程第13条の規定を準用する。

(給料減額の方法)

第10条 給料の減額方法については、給与規程第14条の規定を準用する。

### 第3章 手当

#### 第1節 管理職手当

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長の指定するものに対して、その職務の特殊性に基づいて支給する。

2 管理職手当を支給する職員は、次の各号に定める職を占める職員とする。

(1) 総合医療センター病院長 111,000円

(2) 十三市民病院長及び住之江診療所長 93,000円

(3) 主任部長、副院長、総合医療センター病院長補佐 73,000円

(4) 診療科に置く部長及び担当部長 61,000円

3 常勤以外の職員については、前項各号に定める当該額に算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

4 管理職手当の支給方法は、次のとおりとする。

(1) 月の中途において管理職手当を支給すべき事由が生じた場合又は消滅した場合の管理職手当の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(2) 前号の規定は、次に掲げる場合において準用する。

ア 月の中途において管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合

イ 月のうち勤務しない日（勤務を要しない日及び年次有給休暇を付与された日その他理事長が定める日を除く。）がある場合

(3) 勤務成績が著しく不良である職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

5 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第2節 扶養手当

(扶養手当)

第12条 職員（短時間勤務職員等を除く。以下、第3節及び第4節において同じ）の扶養手当については、給与規程第17条から第21条までの規定を準用する。

## 第3節 地域手当

(地域手当)

第12条の2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じた額を職員（「別表（第3条関係）」に掲げる月額支給の職員に限る。）に対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、支給方法その他地域手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第4節 住居手当

(住居手当)

第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている職員のうち、理事長の指定するものに対して支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額10,000円を超え21,500円までの家賃を支払っている職員 家賃の月額から10,000円を控除した額（その控除した額が1,500円に満たないときは、1,500円）

(2) 月額21,500円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から21,500円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,500円を超えるときは16,500円）に11,500円を加算した額

3 大阪市内の住宅に居住している職員で、前項第2号に掲げるものに対する同条の規定の適用については、同条中「16,500円」とあるのは「19,000円」とする。

4 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 第5節 通勤手当

(通勤手当)

第14条 職員の通勤手当については、給与規程第24条の規定を準用する。

#### 第6節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第15条 職員の特殊勤務手当については、給与規程第26条第1項の規定を準用する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 放射線取扱手当
  - (2) 夜間勤務手当
  - (3) 感染症予防救済従事者手当
  - (4) 時間外手術等従事手当
  - (5) 年末年始勤務手当
  - (6) 処遇改善手当
- 3 前2項及び次条から第22条までに規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(放射線取扱手当)

第16条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合（職員が月の初日から末日までの間に外部から被ばくしたエックス線その他の放射線（以下「放射線」という。）の実効線量が、100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の18第2項に規定する測定により認められた場合に限る。）に支給する。

- (1) 医師等（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者をいう。以下同じ。）又は診療放射線技師である職員が、放射線を人体に対して照射する業務に従事したとき
- (2) 看護師又は臨床検査技師、臨床工学技士若しくは言語聴覚士である職員が、放射線による撮影を介助する業務に従事したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域において、医師等、看護師、診療放射線技師又は医学物理士である職員が放射線若しくは放射性同位元素による診療検査又はそれに伴う業務に従事したとき

2 前項に規定する手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき、7,000円とする。

(夜間勤務手当)

第17条 夜間勤務手当は、地方独立行政法人大阪市民病院機構定款第17条に規定する病院（以下「病院」という。）に勤務する職員が、所定の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、勤務1回（継続した勤務1回をいう。以下同じ。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 深夜における所定の勤務時間が6時間以上であるとき 10,000円（月の勤務回数が5回目以降分については、勤務1回につき12,000円）

(2) 深夜における所定の勤務時間が4時間以上6時間未満であるとき 4,900円（月の勤務回数が5回目以降分については、勤務1回につき5,800円）

(3) 深夜における所定の勤務時間が4時間未満であるとき 4,200円（月の勤務回数が5回目以降分については、勤務1回につき5,000円）

3 前項の規定にかかわらず、看護師が第1項の規定による業務に従事した場合の前項第1号の規定の適用については、「10,000円」とあるのは、「14,000円」に、「12,000円」とあるのは、「16,800円」とする。

(感染症予防救済従事者手当)

第18条 感染症予防救済従事者手当は、病院に勤務する職員が、感染症の患者に直接接して行う業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務又は作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 総合医療センターの特定感染症の患者を専ら入院させるための病棟（以下「感染

症病棟」という。)において従事したとき(次号に該当する場合を除く。)

160円

(2) 行政機関等の要請により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)で定められた感染症のうち、一類感染症、二類感染症(結核は除く)及び新型インフルエンザ等感染症(以下「一類感染症等」という。)の患者に従事したとき 5,000円

3 次の各号に掲げるものに対する手当の額は、前項第1号の規定にかかわらず、月額2,900円とする。

(1) 医師のうち、感染症病棟に入院している患者の診療に直接従事することを主たる業務とするもの

(2) 看護師、介護福祉士及び看護補助者のうち、感染症病棟に勤務するもの

4 前項の規定により手当が支給される者が、第2項第2号の業務に従事した場合については、1日につき、同号に規定する金額を加算する。

5 第3項の規定により手当の支給を受ける者が、月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には感染症予防救済従事者手当は支給しない。

(時間外手術等従事手当)

第19条 理事長が定める診療科において、次の各号に掲げる日又は時間帯に開始する手術又は処置(理事長が定める手術又は処置に限る。以下「手術等」という。)に従事した医師等(1件の手術等において複数の医師等が従事した場合には、従事したすべての医師等)に対して支給する。

(1) 日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日)

(2) 午後10時から翌日の午前6時まで

(3) 平日の午前6時から午前8時45分まで、平日の午後5時15分から午後10時まで並

びに土曜日（祝日及び年末年始に該当する場合を除く。）の午前6時から午後10時まで

2 前項に規定する手当の額は、手術等1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 手術時間が3時間未満であるとき 5,000円
- (2) 手術時間が3時間以上6時間未満であるとき 10,000円
- (3) 手術時間が6時間以上であるとき 15,000円

(年末年始勤務手当)

第20条 年末年始勤務手当は、職員が、12月29日から翌年の1月3日までの間における所定勤務（所定勤務時間が、12月28日から翌日に引き続く場合又は1月3日から翌日に引き続く場合を含む。）に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、勤務1回につき、3,000円とする。

(処遇改善手当)

第20条の2 処遇改善手当は、理事長が別に定める病院に勤務する職員のうち、理事長が別に定める者に対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、月額9,000円とする。

3 第1項に規定する者が、月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には処遇改善手当は支給しない。

4 その他処遇改善手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(支給方法)

第21条 支給額が1日につき定められた手当に係る業務又は作業に従事した日数は、暦日によって計算する。

(特殊勤務実績簿)

第22条 総合医療センター総務部総務課及び十三市民病院総務課は、理事長が定める

ところにより、特殊勤務実績簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。ただし、夜間勤務手当、感染症予防救済従事者手当（月額支給分に限る。）、年末年始勤務手当及び処遇改善手当はこの限りでない。

#### 第7節 職務負担手当

（職務負担手当）

第22条の2 職務負担手当は、その職務について給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その職務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに対して支給する。

- 2 前項に規定する職務負担手当を支給する職員の範囲については、理事長が別に定める。
- 3 職務負担手当は月額20,000円を超えない範囲内において、理事長が別に定める額とする。
- 4 前各項に規定するもののほか、支給方法その他職務負担手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

#### 第8節 超過勤務手当及び深夜手当

（超過勤務手当）

第23条 超過勤務手当は、時間外勤務することを命ぜられた職員に対して、その勤務した時間について支給する。

- 2 超過勤務手当の勤務1時間当たりの支給額は、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じて各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 休日における勤務 100分の135
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の125（短時間勤務職員等が、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同

一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、100分の100)

- 3 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第9条第1項（有期雇用就業規則第20条の規定により準用する場合を含む）の規定により、1週間につき40時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した職員には、その40時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 前2項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第2項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の150を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間規程第11条第1項（有期雇用就業規則第21条の規定により準用する場合を含む）に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第2項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の150から第2項各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を、第3項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の25を乗じて得た額の超過勤務手当を、支給することを要しない。

(適用除外)

第24条 前条の規定は、管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。ただし、前

条第3項に規定する勤務についてはこの限りではない。

(深夜手当)

第25条 深夜手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、その勤務した時間について支給する。

2 深夜手当の勤務1時間当たりの支給額は、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第26条 超過勤務手当又は深夜手当の支給額の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに管理職手当、特殊勤務手当(処遇改善手当に限る。)及び職務負担手当(理事長が別に定めるものに限る。)の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員等(安全管理支援業務を行う者を除く。)については、別表に掲げる時間額に第23条第2項に規定する割合を乗じて得た額とする。

(超過勤務時間又は深夜勤務時間等の計算)

第27条 超過勤務時間又は深夜勤務時間等の計算については、給与規程第37条の規定を準用する。

#### 第9節 宿日直手当

(宿日直手当)

第28条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命ぜられた職員に対して、入院患者の病状の急変等に対処するための医師等の宿日直勤務にあつてはその勤務1回につき40,000円、その他の職員にあつてはその勤務1回につき7,500円とする。

- 2 12月29日から翌年の1月3日までの間における宿日直勤務（宿直勤務が、12月28日から翌日に引き続く場合又は1月3日から翌日に引き続く場合を含む。）に従事したときは、3,000円を前項の規定による額に加算した額とする。
- 3 第23条、第25条及び第29条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中に第23条、第25条及び第29条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

#### 第10節 管理職員特別勤務手当

（管理職員特別勤務手当）

第29条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を支給される職員が理事長の定める時間に理事長が定める業務を行った場合に支給する。

- 2 前項に規定する手当の勤務1時間当たりの支給額は、次の各号に掲げる業務を行った場合について、当該各号に定める額を支給する。
  - (1) 緊急を要する診療業務を行った場合（医師等に限り） 4,000円
  - (2) 災害への対処等その他前号以外の業務を行った場合 2,000円
- 3 前2項に規定するもののほか、支給方法その他管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 第11節 期末手当

（期末手当）

第30条 期末手当は、6月1日又は12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（「別表（第3条関係）」に掲げる月額支給の職員に限る。ただし、嘱託医師、安全管理支援業務を行う者は除く。）に対して、その在職期間に応じて、それぞれ基準日の属する月の支給日に支給する。

- 2 前項に規定する支給日については、給与規程第44条の規定を準用する。

3 第1項に定める期末手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に基準日以前の調査対象期間（第30条の3に規定する調査対象期間をいう。以下同じ。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤等の事由（第30条の4に規定する欠勤等の事由をいう。）により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内の支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 次号以外の職員 給与規程第41条第2項第1項の規定を準用する。

(2) 地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則（以下「法人就業規則」という。）第24条に定める年齢に達し、同規則第22条第1項第2号に定める日を過ぎた職員 給与規程第41条第2項第2号の規定を準用する。

4 期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額及び第11条の適用を受ける職員にあつては管理職手当の月額の合計額とする。

（支給対象外職員）

第30条の2 期末手当の支給対象外職員については、給与規程第43条の規定を準用する。

（調査対象期間）

第30条の3 調査対象期間については、給与規程第45条第1項の規定を準用する。

（欠勤等の事由）

第30条の4 欠勤等の事由については、給与規程第46条の規定を準用する。

（基礎額の端数計算）

第30条の5 期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て

る。

#### 第4章 休職者等の給与

(休業等の給与)

第31条 有期雇用就業規則第27条及び第28条の規定により休業する期間又は時間にかかる給与は支給しない。

(災害補償を受ける職員の給与)

第32条 職員の業務上の災害及び通勤上の災害について、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の適用を受けて勤務に従事しない期間については、期末手当を除くほか、給与は支給しない。

#### 第5章 雑則

(施行の細目)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この改正規程は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の前日に開始した手術等については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程第4条の規定は、平成28年4月1日以後に新たに雇用契約を締結する者（地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員就業規則第7条第2項及び地方独立行政法人大阪市民病院機構パートタイム職員就業規則第7条第2項の規定により雇用期間を更新する者を除く。）について適用し、同日前に雇用契約を締結している者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この改正規程は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この施行日の前日にこの規程による地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程第3条別表中医療技術職A及び医療技術職Bの適用を受けていた職員のうち施行日以後も引き続き在職する者（地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員就業規則第7条第2項及び地方独立行政法人大阪市民病院機構パートタイム職員就業規則第7条第2項の規定により雇用期間を更新する者に限る）について、同表の規定により定められている給料月額が改正後の規程別表の規定により定められている給料月額を下回る場合にあっては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に支給すべき事由が生じた宿日直手当及び医師等特別手当につい

ては、改正後の規程第18条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の前日に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による

改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前から勤務が開始する職員の夜間勤務手当の額については、改正後の規程第15条第2項各号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日から令和2年9月30日までの間に勤務が開始する職員の夜間勤務手当の額については、改正後の規程第15条第2項各号の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

(1) 深夜における所定の勤務時間が6時間以上であるとき 10,000円

(2) 深夜における所定の勤務時間が4時間以上6時間未満であるとき 4,900円

(3) 深夜における所定の勤務時間が4時間未満であるとき 4,200円

附 則

この改正規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前において、地方独立行政法人大阪市民病院機構パートタイム職員就業規則の適用を受けていた職員の施行日前に支給すべき事由が生じた給与については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程による改正後の規程第2節及び第3節の規定は、令和3年7月1日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた扶養手当及び住居手当については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正規程は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程第8条第1項第3号の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に付与する有期雇用就業規則第24条第1項第30号に規定する特別休暇について適用し、施行日前に付与した有期雇用就業規則第24条第1項第30号に規定する特別休暇については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正規程は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた感染症予防救済従事者手当については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第18条の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の規程第9条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた感染症予防救済従事者手当については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行日前に支給すべき事由が生じた時間外手術等従事手当については、この規程による改正後の規程第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規程の施行の前日に支給すべき事由が生じた宿日直手当については、この規程による改正後の規程第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この改正規程は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の前日に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程別表の規

定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行日前に採用された職員のうち施行日以後も引き続き在職する職員であって、第30条の適用を受ける者については、改正後の規程を適用し期末手当を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の前日に支給すべき事由が生じた給料、超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正規程は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた給料については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行日前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第12条において準用する地方独立行政法人大阪市民病院機構職員給与規程第17条の規定による扶養手当について、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（令和7年規程第7号）附則第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた給料については、この規程による改正後の規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規程の施行日前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

（施行期日）

1 この改正規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた給料については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程の施行日前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた給料については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程の施行日前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当及び深夜手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算基礎については、この規程による改正後の規程及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規程の施行日前に支給すべき事由が生じた通勤手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当については、この規程による改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 改正後の規程第17条第3項の規定による夜間勤務手当は、施行日以後に開始する勤

務から適用する。

- 6 改正後の規程第29条の規定による管理職員特別勤務手当は、施行日以後に開始する支給対象とする業務について適用する。

別表（第3条関係）

臨床研修医	月額	223,900円
専攻医 A 及びレジデント A	月額	279,500円
専攻医 B 及びレジデント B	月額	296,800円
専攻医 C 及びレジデント C	月額	314,000円
専攻医 D	月額	331,200円
シニアレジデント及び専修医	月額	348,500円
シニアレジデント及び専修医	時間額	3,040円
嘱託医師 A	月額	432,400円
嘱託医師 B	月額	500,400円
嘱託医師 C	月額	554,100円
嘱託医師 D	月額	600,900円
嘱託医師 E	月額	632,600円
嘱託医師 A	時間額	3,250円
嘱託医師 B	時間額	3,750円
嘱託医師 C	時間額	4,150円
嘱託医師 D	時間額	4,550円
嘱託医師 E	時間額	4,750円
医療顧問	月額	820,300円
産業医	月額	820,300円
薬剤師	月額	280,000円
薬剤師	時間額	2,200円
医療技術職 A	月額	209,500円

医療技術職 B	月額	244,000円
医療技術職 A	時間額	1,550円
医療技術職 B	時間額	1,800円
看護師	月額	230,200円
看護師	時間額	1,700円
保健師	月額	244,000円
保健師	時間額	1,800円
臨床研究コーディネーター A	月額	244,000円
臨床研究コーディネーター B	月額	347,500円
安全管理支援業務を行う者	月額	247,600円
療育相談業務を行う者	月額	186,500円
療育相談業務を行う者	時間額	1,390円
業務支援員	月額	244,000円
技術職員	月額	275,900円
清掃業務員	月額	162,300円
清掃業務員	時間額	1,200円
薬剤補助者及び看護補助者	月額	170,500円
薬剤補助者及び看護補助者	時間額	1,270円
事務職員の助手及び看護助手	月額	162,300円
事務職員の助手及び看護助手	時間額	1,200円
一般事務職員、医療アシスタント、司書	月額	186,500円
一般事務職員、医療アシスタント、司書	時間額	1,390円
手話通訳者	月額	230,200円

手話通訳者	時間額	1,700円
未収金回収に関する業務を行う者	月額	244,000円

備考

- 1 レジデント A 及びレジデント B 並びにレジデント C、嘱託医師、医療技術職、臨床研究コーディネーターの区分等については、その者の資格及び経験等に応じて、下表の基準により決定する。

区分	基準となる資格及び経験等
専攻医 A	専攻医プログラム 1 年目として雇用された医師
専攻医 B	専攻医プログラム 2 年目として雇用された医師
専攻医 C	専攻医プログラム 3 年目として雇用された医師
専攻医 D	専攻医プログラム 4 年目以上として雇用された医師
レジデント A	臨床研修修了後 1 年目として雇用された医師(専攻医として雇用された者を除く) 又は歯科医師
レジデント B	臨床研修修了後 2 年目として雇用された医師(専攻医として雇用された者を除く) 又は歯科医師
レジデント C	臨床研修修了後 3 年目として雇用された医師(専攻医として雇用された者を除く) 又は歯科医師
嘱託医師 A	医師免許取得後 8 年以上 15 年未満の医師
嘱託医師 B	医師免許取得後 15 年以上 20 年未満の医師
嘱託医師 C	医師免許取得後 20 年以上 25 年未満の医師
嘱託医師 D	医師免許取得後 25 年以上 30 年未満の医師

嘱託医師 E	医師免許取得後30年以上の医師
医療技術職 A	次に掲げる区分のいずれかに該当する者とする。 (1)管理栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、言語聴覚士、公認心理師、歯科衛生士、保育士、精神保健福祉士、社会福祉士及び介護福祉士としての業務を行う者 (2) (1)に相当すると理事長が認める者
医療技術職 B	医学物理士、ホスピタル・プレイ・スペシャリスト及びチャイルド・ライフ・スペシャリストとしての業務を行う者
臨床研究 コーディネーター A	薬剤師、看護師、臨床検査技師のいずれかの免許を有する者
臨床研究 コーディネーター B	次に掲げる区分のいずれかに該当する者とする。 (1) 薬剤師、看護師、臨床検査技師のいずれかの免許を有し、臨床研究コーディネーターとしての実務経験が専任として3年以上有する者 (2) (1)に相当すると理事長が認める者

2 別表中、安全管理支援業務を行う者についての月額は、1週間の所定勤務時間が30時間に対する給与額とする。